

現在納骨されている墓地・納骨堂等から遺骨を移す場合は、納骨されている墓地・納骨堂等の所在地の市区町村長の許可が必要です。

1 改葬の手続き

(1) 新しい墓地・納骨堂等の確保

遺骨を移す先の墓地・納骨堂等（改葬先）の管理者から、受け入れの許可・承諾をもらってください。改葬先の許可なく遺骨を移すことはできません。

※改葬許可申請書を提出の際に改葬先が発行する改葬受入れ書等の許可証の提出は不要です。

(2) 改葬許可申請書の入手と記載

- ① 申請書は市役所市民課、安土町総合支所安土未来づくり課の窓口でも入手することが可能です。
- ② 記入例を参考に記載してください。
- ③ 複数人の改葬を行う場合は、1人1枚申請書を記入してください。

(3) 改葬前の墓地・納骨堂等を管理する者の証明

現在遺骨が納められている墓地・納骨堂等の管理者から、実際に納骨されていることの証明のため、改葬許可申請書に記名押印が必要です。

(4) 改葬許可申請書の提出

市役所市民課、安土町総合支所安土未来づくり課の窓口まで提出してください。
また郵送での申請を希望される場合は、下記連絡先まで事前にお問い合わせください。

必要書類

① 改葬許可申請書 **必須**

② 改葬承諾書（申請者と墓地・納骨堂等の使用者が異なる場合必要となります。）

必要例：墓地等管理者から改葬前／先の墓地等の使用許可を受けている方が申請者の親族等（改葬申請者以外の方）の場合。※改葬申請書に承諾書も記載されています。

③ 返信用封筒（郵送を希望する場合必要となります）

返信用の封筒に切手を貼り、返信先住所、氏名を記入の上、同封してください。

④ 本人確認書類（個人番号カード（写真入り）・運転免許証・健康保険証等）の提示

※郵送で申請する場合は、本人確認書類のコピーを同封してください。

- ・健康保険証等、裏面に住所が記載されている場合は両面をコピーしてください。
- ・健康保険証のコピーを同封される場合は被保険者等記号・番号等をマスキングしてコピーしてください。
- ・個人番号カードのコピーを同封される場合は表面のみをコピーしてください。裏面は不要です。

(5) 改葬許可証の発行

申請から許可証の発行まで、数日かかることがあります。十分余裕を持って申請を行ってください。※交付を受けた改葬許可証は、改葬先の管理者に提出してください。

2 申請の際の注意

申請書は上記の「1 改葬の手続き」及び記入例を参考に記入し、記載漏れ等がないよう確認をお願いします。ご不明な点や相談については、下記までお問合せください。

提出・問合せ先

〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町 236 番地
市民課 TEL 0748-36-5500

FAX 0748-33-1717

〒521-1392 滋賀県近江八幡市安土町小中 1 番地 8
安土未来づくり課 TEL 0748-46-7206

FAX 0748-46-6146